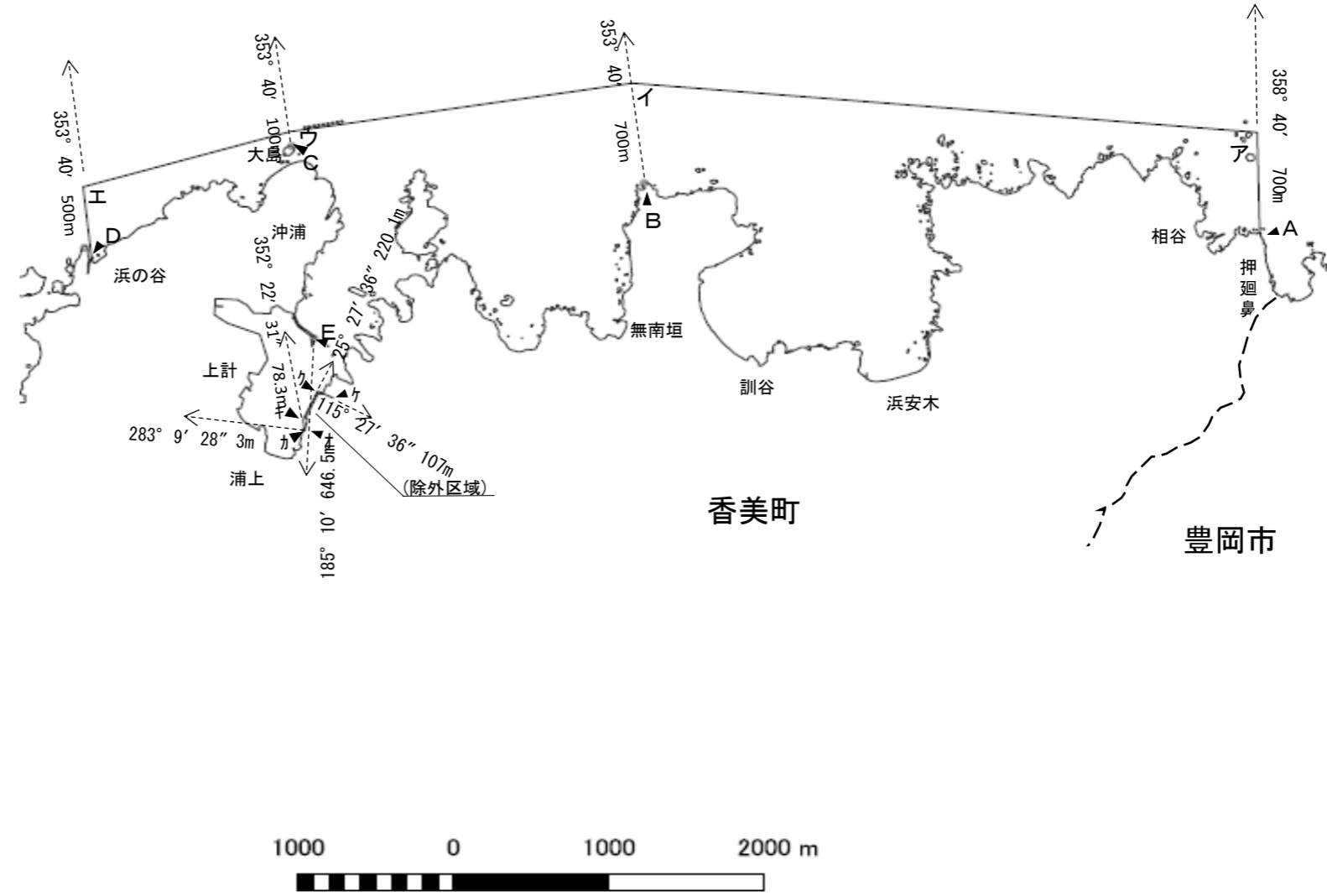


免許番号 共第212号

漁場の位置 美方郡香美町香住区相谷から沖浦に至る間の地先

漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。
(除外区域)
次の点のうち点オ、カ、キ、ク及びケを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- 点の位置
- A 美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端
(北緯35度39.74分、東経134度43.92分)
 - B 美方郡香美町香住区無南垣字大鳴魚見鼻北端
(北緯35度39.92分、東経134度41.29分)
 - C 美方郡香美町香住区沖浦地先大島北端
(北緯35度40.06分、東経134度39.79分)
 - D 美方郡香美町香住区沖浦長ツロ479番地と同郡同町香住区境今子谷632番地の1との界(浜の谷)
(北緯35度39.68分、東経134度38.91分)
 - E 美方郡香美町香住区柴山港西防波堤灯台中心点
(北緯35度39.34分、東経134度39.89分)
 - ア Aから358度40分700メートルの点
(北緯35度40.12分、東経134度43.91分)
 - イ Bから353度40分700メートルの点
(北緯35度40.30分、東経134度41.24分)
 - ウ Cから353度40分100メートルの点
(北緯35度40.12分、東経134度39.78分)
 - エ Dから353度40分500メートルの点
(北緯35度39.95分、東経134度38.87分)
 - オ Eから185度10分646.5メートルの点
(北緯35度38.99分、東経134度39.85分)
 - カ オから283度9分28秒3メートルの点
(北緯35度38.99分、東経134度39.85分)
 - キ カから352度22分31秒78.3メートルの点
(北緯35度39.03分、東経134度39.84分)
 - ク キから25度27分36秒220.1メートルの点
(北緯35度39.14分、東経134度39.90分)
 - ケ クから115度27分36秒107メートルの点
(北緯35度39.12分、東経134度39.97分)



注1：方位は真方位、緯度・経度の座標は世界測地系を示す。
 注2：括弧書きで併記している緯度経度座標は参考値を示す。

令和 5年 9月 1日免許
共 第212号 漁 場 図

表示

表示番号	漁場		別紙漁場図のとおり（漁場図つづり込帳 第 冊 丁）				免許年月日	令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	制限又は条件	
	1	1	はばのり漁業		9月1日から5月31日まで	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日まで	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
1		のり漁業		同上	1	にし漁業		同上		
1		そぞ漁業		同上	1	かめので漁業		同上		
1		わかめ漁業		3月1日から7月31日まで	1	ばい漁業		同上		
1		もずく漁業		4月1日から8月31日まで	1	うに漁業		同上		
1		うみぞうめん漁業		同上	1	なまこ漁業		同上		
1		てんぐさ漁業		3月1日から8月31日まで	1	たこ漁業		同上		
1		ほんだわら漁業		1月1日から12月31日まで		以下余白		以下余白		
1		かじめ漁業		同上						
1		あらめ漁業		同上						
1		むかでのり漁業		同上						
1		いがい漁業		同上						
1		くろくち漁業		同上						
1		かき漁業		同上						
1		はまぐり漁業		同上						
1		あさり漁業		同上						
1		あわび漁業		同上						
1		とこぶし漁業		同上						
1	ずめ漁業		同上							
海区		但馬海区		免許番号	共 第 212 号			摘要		

表示番号	表示	漁業権区		入漁権区	
		順位番号	事項	順位番号	事項
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	美方郡香美町香住区若松747番地 但馬漁業協同組合 のための漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		